

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年12月17日 午前8時55分～午前9時25分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 委員長 | 徳永武次 | 委員 | 帯田裕達 |
| 副委員長 | 坂口健太 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 瀬尾和敬 | 委員 | 屋久弘文 |
| 委員 | 森永靖子 | 委員 | 山元剛 |
| 委員 | 中島由美子 | | |

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 成川幸太郎

○その他の議員

議員 岩切正之

○説明のための出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 総務部長 | 田代健一 | 建設部長 | 久保信治 |
| 総務課長 | 橋口堅 | 教育部長 | 上大迫修 |
| 文書法制室長 | 久米道秋 | 議会事務局長 | 道場益男 |
| 企画政策部長 | 古川英利 | 議事調査課長 | 川畑央 |
| 市民福祉部長 | 小柳津賢一 | | |

○事務局職員

| | | | |
|--------------|------|------------|-------|
| 事務局長 | 道場益男 | 主幹兼議事グループ長 | 上川雄之 |
| 議事調査課長 | 川畑央 | 管理調査グループ員 | 堀之内孝充 |
| 課長代理 | 前門宏之 | 議事グループ員 | 芦谷仁美 |
| 主幹兼管理調査グループ長 | 清藤操生 | | |

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆さん、おはようございます。いよいよ12月議会の最終日となりましたけど、慎重なる御審議をお願いしておきたいと思えます。

例年、12月議会の最終日には市長挨拶の後に議長挨拶というのがありますが、コロナ対策と議会運営の効率化を図って今回は省略し、全協の冒頭で若干触れさせていただくという形を取らせていただく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、もろもろ当局にて、この後説明がありますが、また慎重なる御審議をよろしくお願ひしておきたいと思えます。

以上です。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（徳永武次）それでは、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情等について事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、資料1を御参照ください。

陳情等の取扱いについて御説明申し上げます。

申合せ事項でいうところのその他の類するものという取扱いになっております。

件名ですが、「ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い」ということで参っております。

提出者は、ウイグルを応援する全国地方議員の会、受理日は開会日でございます令和3年11月24日でございます。

なお、備考欄にありますとおり市外からの陳情ということで、最近、申合せが変更になりましたけれども、以前は市外からの陳情等につきまして

は文書配付となっていたところでございます。

なお、次のページからお願い文書を添付してございますので、御参照の上、御検討ください。よろしくお願ひいたします。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたので、取扱いを審査します。

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについてですが、提出者は市外ということ踏まえて、質疑、意見はありませんか。

○委員（坂口健太）大変重要なことではありますが、申合せに基づいて、申合せ3番の（1）において、本市に住所を有する者から提出される陳情という要件を満たしていませんので、申合せに基づいて議員全員に陳情等の写しを配付するにとどめるという形での取扱いでどうかと考えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいま坂口委員のほうから、議員全員に陳情写しを配付するという御意見が出ましたけど、そのような形でいいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと認めます。

以上で、陳情の取扱いについての審査を終了いたします。

なお、会派にこの件についての検討をお願いします。

ここで当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局職員入室]

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2-1、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、特別委員会の付託事項の見直しに関する決議が1件ございます。議会運営委員会提出の発議第3号は、川内原子力発電所対策調査特別委員会の付託事項に、川内原子力発電所に関連する諸問題に関するものを追加し、変更後の付託事項を川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題

に関する調査としようとするもので、本案は本日の本会議で審議してはと考えます。

なお、調査期限の変更はいたしておりませんので、付託事項見直し後の調査期限につきましては、従前のおり調査終了までとなるものでございます。

次に、当局からの報告が2件。報告第18号及び19号は、いずれも市道の維持補修作業中の事故に係るもので、損害賠償及び和解に関する専決処分について、本日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、資料2-2、討論通告一覧を御覧ください。

井上議員から総務文教委員会付託案件の請願第5号に関しまして、賛成の討論通告がございました。

なお、本請願の委員会における審査結果は不採択とすべきものとなっております。

次に、資料2-3、議案等採決区分表を御覧ください。

総務文教委員会付託案件では、議案第110号から112号までの議案3件を一括して簡易採決とし、その後、討論通告のありました請願第5号について、電子表決システムにより採決を行うこととし、生活福祉委員会付託案件では、議案第113号、114号、121号、125号から129号までの議案8件を一括して簡易採決とし、産業建設委員会付託案件では、議案第115号、117号から119号まで、122号から124号までの議案7件を一括して簡易採決としてはと考えます。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました議案120号の一般会計補正予算については、各常任委員長の報告の後、簡易採決とし、除斥議案となります議案第116号については、大田黒議員除斥の後、簡易採決にしてはと考えます。

最後に、本日、議案第111号の薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例等の一部改正に関する議案が可決されますと、これに対応する形で委員会条例の改正が必要となっており、これにつきましては、3月議会での上程に向けまして、1月から2月にかけての議会運営委員会で御協議いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等については、説明のとおり取り扱うことで御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時 4分休憩

~~~~~

午前9時24分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次